

一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行いますので、ご参加いただきたくお知らせします。

令和8年2月10日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所長 澤 石 勉

1. 競争に付する事項

(1) 件名

芝・樹木管理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 履行場所

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 国若しくは地方公共団体等からの入札参加停止の措置期間中でないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 不測な事態に迅速に対応出来る能力を要していること。（入札日現在で、秋田県内に
本社、支店又は営業所等を有していること。）

(4) 過去に県、市、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以
上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

3. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

秋田市御所野下堤5丁目1番地1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 会議室

(2) 入札日時

令和8年2月26日（木）午後2時00分

4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込書

秋田県中央地区老人福祉総合エリアホームページ (<http://www.silverarea.jp/chuou>)

からダウンロードし、メール (chuoarea@fukinoto.or.jp) 又は F A X (018-829-2152) により申し込み、入札当日に、原本を持参すること。(来館手渡しによる申込も可)

(2) 入札参加申込書の受付期間

令和 8 年 2 月 1 0 日 (火) ～令和 8 年 2 月 2 5 日 (水)

(※月曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

(3) 入札参加申込の受理

電話又は F A X により、入札参加申込受理の連絡をします。

(4) 証明書類の提出

競争に参加する者の必要資格に関する事項について、必要に応じて証明書類の提出を求める場合があります。

(5) (4) により提出した書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとします。

5. 入札に関する事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書記載金額

入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) を落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数

3 回を限度とする

(5) 入札の取りやめ等

入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札会場から退去させ、入札を取りやめることがある。

(6) 入札書の無効

①入札参加資格がない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札した場合。

②記名押印がない場合。

③入札金額を訂正している場合。

④誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。

6. その他

- (1) 本入札について質問等がある場合には、令和8年2月25日（水）正午までの間に書面（様式任意。FAX可）により、下記問合せ先まで申し出ることができます。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (3) 提出された申込書等は返却しません。
- (4) 契約に係る費用(印紙等)は落札者負担とします。
- (5) その他不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1番1号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア 管理事業課 宮田 巨樹

電話番号 018-829-2151 FAX 018-829-2152

入札参加申込書

令和 年 月 日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所 長 澤石 勉 様

住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

秋田県中央地区老人福祉総合エリアの芝・樹木管理業務委託契約に係る一般競争入札に参加いたします。併せて、入札案内に定める競争入札に参加する者の必要資格に関する条件を満たすことを誓約します。

(様式第26号)

(再 ・ 再々)

入 札 書

令和 年 月 日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所長 澤石 勉 様

代表者が入札する場合	代理人が入札する場合
住 所 商号又は名称 代表者名 ⑩	商号又は名称 代理人住所 代理人氏名 ⑩

次のとおり入札します。

入札に付する事項		芝・樹木管理業務委託契約			
入札金額					
物品名	規格・品質	数量	単位	金額 (消費税抜)	備考
芝・樹木管理業務	仕様書のとおり	1	式	円	

(注意)

1. 入札金額は、アラビア数字で記載すること。

(様式第27号)

委任状

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 所長 澤石 勉 様

(住所)
私は (受任者住所氏名) (氏名)

使用する印	
-------	--

を代理人と定め、(入札に付する事項) 芝・樹木管理業務委託契約 の

入札に関する一切の権限を委任します。

住 所

商号又は名称

代表者名

印

芝・樹木管理業務委託仕様書

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

本仕様書は、秋田県中央地区老人福祉総合エリアが委託する芝・樹木管理業務に関する仕様の概要を示す。

1. 業務概要と委託期間

- (1) 屋外施設及びエリア周辺の植栽における芝・樹木環境整備維持管理とする。
- (2) 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2. 特記仕様

- (1) 委託業務内訳は下記のとおりとする。(別紙図面参照)

項 目	内 訳	数 量	摘 要
芝管理業務 ・ 芝刈り	コミュニティセンター周辺	8,986 m ²	年2回
樹木管理業務 ・ 除草剤散布	コミュニティセンター周辺 * 1年雑草用、イネ科、広葉雑草、芝抑制剤	9,716 m ²	年2回
・ 人力除草	玄関前、中庭、浴場庭園にある樹木（ハイビヤクシン、ユキノシタ、フッキソウ、ツツジなど）周辺	609 m ²	年1回

(2) 実施期間

- ・ 芝管理業務 6月～10月の年3回実施すること。
- ・ 除草剤散布 芝の状況により適宜、春と秋に合わせて、年2回実施すること。
- ・ 人力除草 6月～9月の休館日、年1回実施すること。

(3) その他

環境に配慮し、行政機関等の許可がある安全な人畜無害の薬剤を使用のこと。
芝刈り、草刈除草後の草は指定の場所へ処理すること。
業務の実施に要する機械、器具及び燃料は、すべて受託者が負担すること。
各業務実施の前後には、秋田県中央地区老人福祉総合エリアに報告を行うこと。

3. 報告書の提出

受託者は各業務実施後、速やかに報告書を作成し提出すること。報告書には、業務実施前後並びに業務中に撮影した写真を添付すること。

4. 事故防止と安全対策

- (1) 受託者は業務着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故等の防止に努めること。
- (2) 受託者は業務の実施の際、秋田県中央地区老人福祉総合エリアの業務・利用者等の安全に十分注意するとともに、必要な標識を設置し、業務を妨げないように行うこと。

5. 留意事項

受託者は、業務により秋田県中央地区老人福祉総合エリア付属物を破損した場合は、秋田県中央地区老人福祉総合エリアに報告し速やかに復元しなければならない。

6. 一般摘要事項

(1) 再委託の禁止

受託者はこの業務の履行につき全部またはその一部を、他のものに再委託してはならない。

(2) 権利義務の譲渡禁止

受託者はこの業務によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(3) 解除権

秋田県中央地区老人福祉総合エリアは、受託者が仕様に違反し、又は著しく不誠実で業務を履行する事が不可能であると認められたときは、業務委託を解除することができる。

7. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた事項については、秋田県中央地区老人福祉総合エリアと受託者が協議して定めるものとする。

芝・樹木管理業務（内訳）

- | | | | |
|------------|--|-------------------|------------------|
| 1. 内 容 | ①芝地除草作業
(年2回) | ②除草剤散布作業
(年2回) | ③花壇人力除草
(年1回) |
| 2. 面 積 | ①芝地除草・・・8, 9 8 6 m ²
②除草剤散布・・・9, 7 1 6 m ²
③花壇人力除草・・・6 0 9 m ² | | |
| 3. 実 施 期 間 | 4月1日～3月31日までの期間 | | |
| 4. 実 施 事 項 | ①花壇及び浴室庭園の人力除草は、休館日のみとし、指定日時に実施する。
②除草剤散布について、春と秋に散布する薬品はこちらが指定した薬品を使用する。
③除草作業は、休館日より実施する。
※駐車場内に芝地除草がある為、営業日の作業は、危険である。
※駐車場内の芝地は、休館日の車がほぼないときに実施する。
④実施計画書の提出と現場代理人（監督者）を明記する。 | | |

- ## 5. 実施日時・内容

月	日時・作業内容
4月、5月	・ 4月下旬～5月中旬に、春の除草剤散布（薬品指定）
6月～7月	・ 1回目除草作業
8月	・ 8月の休館日に、花壇・庭園等の人力除草。
9月	・ 2回目除草作業
	・ 除草作業後、秋の除草剤散布（薬品指定）

- ## 6. 指定薬品

○春用

品 名	数 量
1. シバゲンDF	0.01 g / m ²
2. ウェーブル顆粒水和剤	0.20 g / m ²
3. フェナックスフロアブル	0.1ml / m ²

※指定薬品の数量を混合して散布する。

○秋用

品 名	数 量
1. アトラクティブ	0.03 g / m ²
2. MCPP	0.62 ml / m ²
3. アーザラン	0.78 ml / m ²
4. クサブロック	0.08 g / m ²

7. 業務完了届 全部の作業が終了した際に、指定の様式にて完了届を提出する。
8. 写 真 各工程の際に、作業前・作業中・作業後の写真を撮り後日提出する。

芝地等管理表

(単位㎡)

	芝 生	芝 桜	雑草
西側駐車場	1,810	720	
東側駐車場(A)	1,100		
東側駐車場(B)	2,810	400	
センターパーク	927		
コミセン(A)	986		
コミセン(B)	1,333		
屋外広場	750		
			609
合 計	9,716	1,120	609

※各庭園609㎡内訳

浴室前の庭園	145㎡		○芝刈除草面積
玄関前 前庭	274㎡		
中庭	190㎡	(つつじ花壇・運動広場側花壇)	8,986㎡
○区画内訳			○除草剤散布面積
西側駐車場	西側駐車場内・市道、県道街路樹側		
東側駐車場(A)	東側駐車場道路側		9,716㎡
東側駐車場(B)	東側駐車場内・交番横・遊歩道内		
センターパーク	センターパーク内		○手取除草面積
コミセン(A)	事務所前・研修室視聴覚室前・屋内運動広場横		
コミセン(B)	屋内プール・ケアハウス側		609㎡

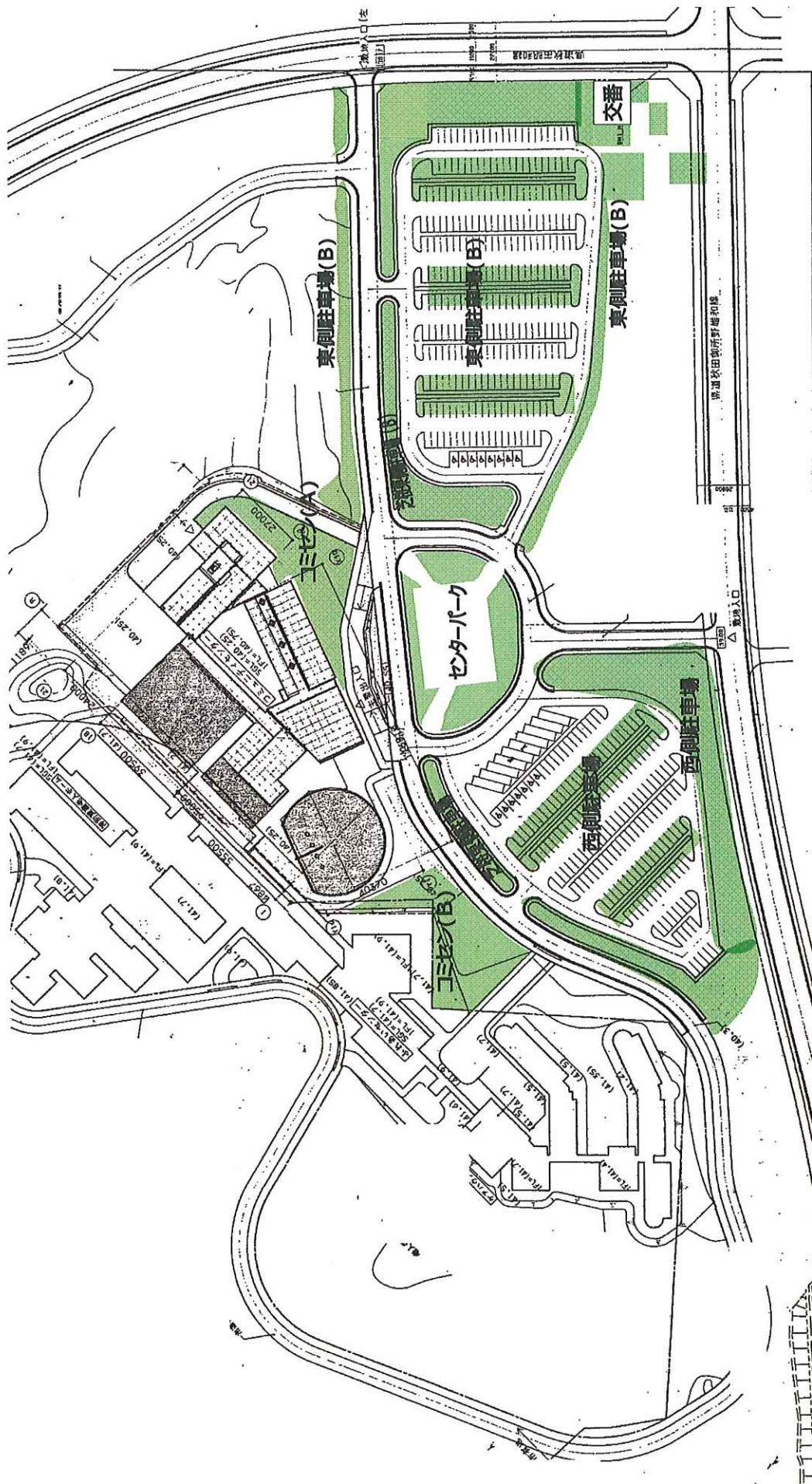
1. 芝刈り区画 8,986 m²

※内訳①エリア周辺芝地区区画

7,866 m² [西側駐車場 1,810 m² 東側駐車場(B)2,810 m² センターパーク 927 m² コミセン(A)986 m² コミセン(B)1,333 m²]

②エリア周辺芝桜区画

1,120 m² [西側駐車場 720 m² 東側駐車場(B)400 m²]



秋田県中央地区老人福祉総合エリア

1. 除草剤散布区画 9,716 m²

・ 内訳 [西側駐車場 1,810 m²、東側駐車場(A) 1,100 m²、東側駐車場(B) 2,810 m²、センターパーク 927 m²、コミセン(A) 986 m²、コミセン(B) 1,333 m²、広場 750 m²]

2. 人力除草区画 609 m²

・ 内訳 [浴室前庭園 145 m² 中庭 190 m² 前庭・運動広場横庭 274 m²]

